障害者に対する職場実習推進

○ 企業において障害者が就労を体験する職場実習を通じて、障害者本人やその保護者、福祉施設・特別支援学校・医療機関の職員等と企業との相互理解を深めることが重要

障害者に対する職場実習推進

実習受入事業所

中小企業
（従業員300人以下）

就労支援機関等

障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所
特別支援学校、医療機関等

障害者

⑤ 職場実習実施計画の作成

⑥ 職場実習の実施
実習日数
（5日～10日/回）

⑦ 協力謝金の支払
（2,000円/日）

≪一定の要件を満たす場合≫
・実習中の損害保険への加入
・実習を補助する実習指導員の派遣

④ 実習希望事業所への実習受入依頼

③ リストの事業所での実習希望の申入れ

② 実習受入候補事業所リストの提供

都道府県労働局

就職支援コーディネーター（32局に配置）

① 職場実習に協力する意思のある事業所の把握、情報のリスト化